

## 千葉県協同農業普及事業の実施に関する方針

はじめに

1 本県は、温暖な気候と首都圏に位置する恵まれた立地条件の下、全国の消費者に、新鮮で質の高い農産物を安定的に供給する重要な役割を果たしている。

また、本県の農業・農村は、食料の供給ばかりではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、県民生活を潤す、数多くの地域資源を有している。

2 協同農業普及事業は昭和 23 年の発足以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして時代の変化に合わせて、農業経営体の育成、産地づくり、農業の生産性の向上、農村生活の改善などの様々な課題に対応した活動が展開され、本県農業の躍進に成果を挙げてきたところである。

3 しかしながら、近年、国内人口の減少や物価高騰、地球温暖化の進行、世界の食料需給の変動など、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、その変化を踏まえた持続可能な農業・農村の振興が求められている。

このため、国は、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、その特性を十分に発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう、「農業改良助長法」（以下「法」という。）に基づく「協同農業普及事業の運営に関する指針（令和 7 年 4 月）」（以下「運営指針」という。）において、協同農業普及事業が取り組むべき 6 つの基本的課題を定めた。

(1) 担い手の育成・確保

(2) スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化

(3) みどりの食料システム戦略の推進

(4) 食料の安定供給の確保

(5) 農村の振興

## (6) 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

また県では「千葉県総合計画」を基本に、総合計画に掲げたおおむね10年後の目指す姿「農林水産業が魅力ある力強い産業に育っている千葉」の実現に向け、「千葉県農林水産業振興計画」（以下「振興計画」という。）を策定している。

- 4 そこで本県は、法第1条の規定による普及指導活動の主旨の下、国の運営指針及び県の振興計画を基本に、「千葉県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定し、農業者の高度で多様なニーズに応えるため、関係機関との連携の上、重点的かつ効率的な普及指導活動を展開する。また、農業事務所改良普及課を法第12条の規定による「普及指導センター」に位置づけ、普及指導員の活動拠点とする。

さらに、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法を総括して、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上などを担う、担い手支援課専門普及指導室を本庁に設置し、全県を対象とした普及指導活動を展開するとともに、この組織を運営指針第5の規定による「農業革新支援センター」と位置づけ、先進的な農業者等からの専門的な技術や経営に関する個別相談・支援対応などにあたる。

担い手支援課専門普及指導室には、普及指導員のうち、高度な専門性を有し、試験研究機関、教育機関、行政機関等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、重点プロジェクト計画等県内広域で取り組むべき課題の解決に向けた普及指導活動の全県的な企画立案・総括・指導、他の普及指導員の資質向上を担う者（以下「農業革新支援専門員」という。）を主要な専門分野ごとに配置する。

また、本県の担い手育成の中核的な教育機関である、県立農業大学校を農業者研修教育施設と位置づけ、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成を図る。

### 第1 普及指導活動の課題

本県農業の持続可能な発展を目指すため、「千葉県農業を支える多様な担い手の育成・確保」を普及指導活動の基本的な課題とする。

そのため、稼げる農業を実現し地域農業をけん引する経営体の育成、農業経営及び農村における女性の活躍や多様な人材の活用のための取組を推進する。

普及指導活動の展開に当たっては、地域や対象の将来像を描くとともに、次の8つの視点を考慮するものとする。

### 1 次世代を担う多様な担い手の育成・確保

次世代を担う経営感覚に優れた農業者や新規就農者、地域農業をけん引する効率的かつ安定的な農業経営に取り組む経営体を育成・確保するため、経営管理能力の向上、労働力の確保、収益力の向上や経営の多角化などに果敢に取り組む農業者を支援する。

経営発展に向けた法人化の促進や経営継承の円滑化を図るとともに、主体的に経営参画できる女性農業者や農業後継者の段階的な育成を推進する。

また、県立農業大学校、農業関係高等学校等との連携による就農支援、関係機関、指導農業士・農業士等と連携した新規就農者の就農から定着までの支援を進め、多様な担い手の育成・確保を図る。

さらに、地域農業の維持も重要であることから、地域ぐるみで効率的な営農を行う集落営農組織などの組織経営体の育成及び経営継続を支援するとともに、地域農業や集落機能を支える小規模な経営体についても、営農が継続できるよう経営安定に向けた取組を支援する。

### 2 稼げる園芸農業の実現

生産基盤の強化による稼げる産地づくりと市場での確固たる地位の堅持に取り組む。具体的には、施設の高度化やスマート農業等の導入、気候変動に対応した栽培による安定生産と品質向上、機械化による省力化、多様な人材を活用した労力確保、農地集積等による規模拡大、農業者や市場関係者、民間企業などの生産から消費に至る各段階の関係者との連携、大口需要への対応に向けた産地間連携の構築、加工・業務用品目や新品目の導入、輸出の拡大など産地の生産力・販売力強化に向けた活動を支援する。

### 3 持続可能な水田農業の実現

水田を有効活用した持続可能な水田農業経営の確立と地域農業の維持・発展のため

に、スマート農業等を導入し、生産効率が良く多様な営農活動を展開する大規模経営体や集落営農組織を育成する。また、集落等での話し合いによる地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の実行等の後押しや、ほ場整備事業や農地中間管理事業等を活用し、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約を進め、効率的な経営を推進する。さらに、早場米産地としての市場評価の向上を図るため、気候変動に応じた適正管理による良食味で高品質な米の安定生産や、主食用米の需給改善と稲作経営体の所得確保のため、地域をけん引する担い手が取り組む米の輸出拡大、地域の実需者と連携した飼料用米やWCS用稲、米粉用米等の生産や、麦・大豆・飼料作物等の生産性向上等を支援する。

#### 4 稼げる畜産経営の実現

経営感覚に優れた収益性の高い畜産経営体を育成するため、地域の畜産クラスター協議会及び意欲ある経営体に対し、スマート農業等を活用した効率的な飼養管理技術や繁殖技術の確立、飼料生産コントラクターや耕畜連携等による県産飼料の生産・利用拡大、畜産物のブランド化、家畜排せつ物の適正管理と有効活用などによる経営体質強化を重点的に支援する。

#### 5 地域の特性を生かした農業・農村の活性化

地域資源を活用した6次産業化による経営の多角化・高度化、農作業体験などの都市と農村との交流による関係人口の拡大、異業種就業者や二地域居住者などの就農意欲の喚起等を推進し、農業・農村や地域の活性化を目指す農業者の活動を支援する。

さらに、地域農業・農村の振興に向け、関係機関と連携し、地域の合意形成による水田・畑地利用調整や荒廃農地の活用等、農地の計画的利用を推進するとともに、農地の利用集積や鳥獣被害防止対策などについて支援を行う。

#### 6 安全な食料の安定供給の確保

GAPの導入による農業生産資材の適切な利用等を通じた食品の安全確保や家畜疾病予防・病害虫防除の対策等を通じた食料の安定生産・供給に向けた取組を推進する。また、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強

化、産地間連携等の取組を推進する。

## 7 気候変動や環境負荷低減への対応

気候変動や生物多様性の保全への対応に当たって、農業者の経営に配慮しながら、環境保全型農業や生産安定技術の普及に取り組む。

また、既存の栽培技術や試験研究機関等が新たに開発した技術、スマート農業技術の実証・導入などを通じて、高い労働生産性と持続可能性を両立できる生産体系の構築を支援する。

生産体系の転換に当たっては、農業協同組合等の関係機関と連携し、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現等に向けた新たな技術導入の取組を推進する。

具体的には、病虫害の発生予防を含めた総合防除の確立・普及等による化学農薬の使用量低減の取組及び土壌診断に基づく適正施肥や堆肥の施用等による土づくりなどを通じた化学肥料の使用量低減の取組を支援する。また、温室効果ガス排出量低減に向けた様々な取組について検討を進める。

加えて、有機農業の推進のため、地域に適した技術や生産体系の検討に向けた取組を支援する。

## 8 大規模自然災害等への対応

地震や豪雨、強風等の様々な災害に対する備えとして、関係機関と連携しながら、収入保険等のセーフティネットの活用、「農業版BCP（事業継続計画）」の策定推進等、事前対策を徹底する。

また、自然災害等によって農業被害が発生した場合は、被害状況の情報収集を迅速に行い、各種支援措置に関する情報提供を含め、早期の復旧や営農再開、復興に向けた取組を支援する。

## 第2 普及指導活動の方法に関する事項

重点的な活動をすべき課題を明確にし、効果的かつ効率的な普及活動に取り組む。

重点化すべき課題の選定にあたっては、担い手の育成・確保に向けた支援、新技術導

入の支援、農村における多様な人材等との連携ができる普及指導計画を基本とする。

## 1 重点化した課題への取組

重点化した課題への取組を実施する上では、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

### (1) 担い手の育成・確保に向けた支援の充実・強化

地域を担うべき経営体の育成に向けて、生産組織や集落営農組織など多様な担い手の経営発展を支援するとともに、農業者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行う。

また、県や地域で整備する就農及び経営のサポート体制に参画するとともに、市町村等と連携した就農支援、専門家等と連携した経営支援に取り組み、新規就農者の確実な定着を推進する。

さらに、世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援及び新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化や企業の農業参入を推進する。

### (2) 地域における新技術導入及び新たな生産方式の導入支援

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関や民間企業等と連携し、「千葉県スマート農業推進方針」を参照しながら、ロボット・A I・I o T等の先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな生産方式の確立及び導入を図る。

また、生産現場における労働力確保や規模拡大等の課題解決を図るため、ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース、農業人材の派遣等を行う農業支援サービス等を活用した農業経営の発展を支援する。

### (3) 農村における多様な人材・機関との連携

様々な農村の課題解決を図るため、農村の実態や要望を把握するとともに、行政

機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関、他産業の関係者を含む多様な人材・機関等と協力・連携できるよう、コーディネート機能を発揮する。

## 2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

活力ある地域農業を構築するため、関係機関・団体を構成する連携会議等を各地域で定期的を開催し、密接な連携を図る。

また、普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むことを基本とする。

### (1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である、直接農業者に接して行う農業生産方式の合理化やその他農業経営の改善等に関する科学的技術及び知識等の普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関への情報発信を推進する。

また、地域の関係者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、話合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行うものとする。

### (2) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

本県の農業・農村の発展に必要な支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定生産・供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業で求められる技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の確保と担い手の育成、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、気候変動への対応、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農作業の安全対策、農福連携の推進、持続可能な開発目標

(SDGs)の達成に向けた取組に対する支援等、生産現場から求められている活動)について、現場の実情を踏まえて強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町村、地域の農業団体、食料システム関係者を含む民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者、外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たすよう努める。

### (3) 先進的な農業者等の多様な関係者との連携強化

活力ある地域農業を創造するには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村の振興につなげることが重要である。

よって、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、地域振興や経営発展に資する施策情報の提供等を積極的に行い、経営の高度化や地域モデルとなるための支援等に努める。さらに新規就農者の育成・確保や、スマート農業、有機農業等の推進など、地域農業・農村を振興するために先進的な農業者等と協働し、連携強化に努めるものとする。

また、人口減少下において、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るには、行政機関、研究機関、地域運営組織、教育機関に加え、食料システム関係者等が連携することが重要である。このため、普及指導員がこれらの多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担い、連携と協力を促進する。

### (4) 試験研究機関・民間企業等との連携強化

農業革新支援専門員を始めとした普及組織は、独立行政法人、大学等の試験研究機関との連携において、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

また、農業経営に関連する民間企業等との連携に当たっては、公的機関が担うべき部分と民間企業等に委ねる部分とに役割を分担し、効果的かつ効率的な普及

指導活動を展開するよう連携を強化する。

#### (5) 都道府県間の連携等

農業現場における地球温暖化や自然災害への対応、スマート農業の活用や病害虫防除、有害鳥獣対策、家畜伝染性疾病対策等の広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、農業革新支援専門員を中心として、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

#### (6) 普及指導計画の策定と評価

計画的な普及指導活動の展開に向け、関係機関等との合意形成を図りつつ、「普及指導計画」を策定する。

計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものを重点化する。

県内広域で取り組むべき課題については、農業革新支援専門員等が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、農業事務所改良普及課と連携して当該計画に基づく活動を推進するものとする。

計画に基づき実施した普及指導活動の成果については、先進的な農業者や関係機関等を含む有識者による客観的な外部評価を行うとともに、農業事務所改良普及課による内部評価を行う。評価結果については、次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善に努めるものとする。

#### (7) 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、現場の課題解決、地域農業の発展、普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関を始めとする関係機関及び関係者との連携を積極的に図るほか、その成果等を共有し有効活用するものとする。

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

本県では都市農業地域、平地農業地域、中山間農業地域において、それぞれ特徴ある

多彩な農業が展開されている。そこで、農業の様々な課題や発展方向に即し、普及指導員の担い手支援課専門普及指導室及び農業事務所改良普及課への適正な配置に努める。

各普及指導員は、農作物の栽培技術や家畜の飼養管理技術に関することのほか、担い手育成、経営、農業労働、GAP、スマート農業、6次産業化の取組に関する指導を行うものとする。

## 1 普及指導員の配置

農業事務所改良普及課は、高度化・専門化する農業経営体のニーズに的確に応えるとともに、地域農業の課題解決に当たっては、担当グループごとのグループリーダーが中心となり、地域戦略に基づいた普及活動を展開する。

農業事務所改良普及課内には、作物、野菜、果樹、花き、畜産、農業労働、農産物利活用、経営を専門項目として担当する普及指導員を配置する。なお、人数やグループごとの配置については、地域の実情に応じて設定することができる。

## 2 普及指導員の在任期間

効果的な普及指導活動を展開するためには、普及指導員の資質向上を図りつつ、地域の実情を把握し、農業者との信頼関係の構築が必要なことから、普及指導員の在任期間等を考慮するものとする。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

第1の「普及指導活動の課題」に即した活動を展開していくため、地域農業の実態の把握と高度な技術、知識の習得を進め、生産管理等の専門技術を基本としたスペシャリスト機能を高める。

また、地域農業の将来ビジョンに基づいた戦略を立案し的確に指導できるよう、コミュニケーション能力の向上を図り、農業者や地域の関係者との信頼関係を築き、人や地域との絆を強化できる、コーディネート機能を併せ持った、普及指導員を養成する必要がある。

このため、次のとおり千葉県普及指導員等人材育成計画を策定し、計画的かつ継続的に普及指導員の資質向上に努める。

## 1 人材育成計画に定める内容

人材育成計画には、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、その資質の継続的な研鑽が図られるよう、目指すべき人材像、普及指導員に求められる資質・能力、人材育成に向けた取組方針、その推進体制等を定める。

## 2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業及びその経営に関する高度な技術及び知識並びに効果的に普及指導活動を展開するためのファシリテーション等の能力（新規就農者から先進的な農業者までの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る能力、食料システム関係者等地域内外の幅広い関係者と信頼・連携関係を構築する能力、地域農業の将来展望に基づいた戦略の立案能力等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的資質として、計画的かつ継続的な習得を進める。

## 3 資質向上の方法

普及指導員の研修については、国・県の役割分担を踏まえ、試験研究機関等を含む多様な関係機関や関係者などと連携し、職務経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じたものとなるよう計画的に実施するとともに研修への参加を積極的に促し、農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成を目指す。

また、研修を実施する際には、ICT等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、オンライン研修、OJT、派遣研修等を行うほか、国や外部機関等が行う研修を有効に活用する。

なお、農業事務所改良普及課に配置された「普及技術員」（普及指導員資格未取得者）に対して、普及指導員資格の取得ができるよう、計画的な研修を実施する。

## 第5 普及指導活動体制の整備

農業事務所改良普及課における活動体制は、地域プラス機能分担方式※とする。管内に複数のグループを編成し、地域の課題解決に即して、コーディネート機能を発揮して普及指導活動を行う。

農業事務所改良普及課は、農業者等のスマート農業、気候変動への対応、有機農業を

はじめとした農業技術及び農業経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間企業等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関、食料システム関係者等と連携体制を整えるよう努めるものとする。その際、人事異動等によって普及指導員が培った普及指導に係る情報が途絶えないよう、必要に応じてICTも活用しつつ、情報の継承体制の構築を図るものとする。

また、担い手支援課専門普及指導室は、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談や、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上の支援、複数の農業事務所改良普及課にまたがる緊急かつ重要な課題に対応する。

※ 管轄区域をいくつかの活動地域に区分し、グループを編成し、そのグループに専門項目担当者を配置した普及指導活動を行う方式。

## 第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

県立農業大学校は、青年農業者その他の農業を担うべき者の育成を行う中核機関として、農業事務所改良普及課や担い手支援課専門普及指導室、試験研究機関、関係機関等と連携を図るとともに、役割分担を明確にして、農業の技術及び経営に関する実践的な教育・研修を行う。

### 1 研修教育の内容の充実強化等

就農希望者、青年農業者等に対する県内における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、先進的な農業経営者等による授業、現場での実習、GAPに関する教育、農産物輸出及び経営管理に関する教育、企業並びに教育機関及び研究機関等と連携したスマート農業技術及び有機農業を含む環境と調和のとれた農業に関する研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための機械・設備の導入や施設の整備を進める。

また、6次産業化など、経営向上を図るための取組や、労働安全、農業版BCP等リスクマネジメント、働き方改革を含めた労務管理等、自営就農における経営改善や、雇用就農した農業法人で中核を担うために必要な資質の向上に関する教育を実施する。

さらに、農業を持続的に行うため、環境負荷低減に資する生産技術に関する実践的な

教育を実施する。

指導職員については、指導力向上のための研修計画の下で体系的な研修を実施し、当該計画の評価を行いながら、資質の向上を図る。

## 2 就農支援の取組の推進等

学生等のニーズや地域の農業実態等に応じた支援を行うとともに、農家出身でない学生や学生の雇用を希望する法人が増加していることを踏まえ、雇用就農を円滑に推進するため、法人の労働環境や経営状況等に鑑みた就農相談や農業法人等とのマッチングを行う。また、親元就農や新規参入を目指す学生も含め、農業事務所改良普及課等の関係機関との連携等により就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関と連携し、継続的な支援を行う。

## 3 農業関係高等学校等の生徒への研修機会の提供等

農業関係高等学校や普通高等学校等の生徒に対し、農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、研修の機会の提供等を行う。

## 4 社会人等への研修機会の提供等

社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、県内の他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修機会の提供等を行う。

## 5 県立農業大学校の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

県立農業大学校の学生等以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や農業事務所改良普及課等の関係機関との連携・役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行う。

## 6 先進的な農業者等による外部評価の実施

研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

## 第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

普及組織は、関係機関・団体と連携し、制度金融や補助事業等の行政施策を有効な普及指導活動の手段に位置付け、それらを活用し、地域の特性を生かした農業・農村の振興を図るため、次の点に留意し協同農業普及事業の推進を図る。

### 1 各種協議会・団体との連携の確保

「千葉県農業改良普及事業協議会」や「千葉県指導農業士会」等との連携を密にするとともに、普及指導活動を効果的かつ効率的に推進するため、関係する林業、水産分野との連携を図る。

### 2 農業に関する教育への協力

新規就農者の育成・確保を進めるため、県立農業大学校や高等学校等との連携を図るとともに、市町村・農業協同組合等が行う農業者に対する研修についても、役割分担しながら協力する。

また、農業への理解促進のための取組や食育活動を行っている学校、市町村、農業協同組合等と連携・協力する。

附則 この実施方針は、令和8年2月26日に制定する。